

国際連合安全保障理事会決議 第1803号等に基づくイラン向 け大量破壊兵器等関連貨物等 の輸出禁止措置について

平成20・05・09貿局第5号 平成20年5月14日

平成20年5月14日 経済産業省貿易経済協力局

我が国は、平和国家の立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物等の輸出については、国際的合意の下、外国為替及び外国貿易法に基づき厳正な輸出管理を実施してきたところです。

また、イランを仕向地とした輸出については、この取組みの一環として、国際連合安全保障理事会決議第1803号等を受けて、イランを仕向地とする大量破壊兵器等関連貨物等の輸出の禁止措置を実施してきております。

今般、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第71号）等によりリスト規制対象品目の変更が行われることから、上記の措置を継続するため、輸出貿易管理令別表第1の2及び4の項に規定する貨物をイラン向けに輸出しようとする場合とともに、別紙左欄に掲げる貨物についてもイラン向けに輸出しようとする場合にはキャッチオール規制により輸出許可を受ける義務を課すことにより、これらの輸出を禁止することとします。

附 則

本件は平成20年5月15日より実施します。

(別紙)

	対象貨物	関連規定類		
		輸出令別表第1	貨物等省令（条項及び概要抜粋）	
1	右の関係条項で解釈上規制対象となっていないヒドロジンの誘導体	第4項（6）	第3条第七号	推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかにか該当するもの ロ ヒドロジンの誘導体

(注)1 右欄の関連規定類に掲げる「輸出令」とは「輸出貿易管理令(昭和24年12月1日 政令第378号)」を示し、「貨物等省令」とは「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年10月14日 通商産業省令第49号)」を示す。

2 右欄の関連規定類中、「貨物等省令」の「概要抜粋」は、貨物等省令における該当部分の確認を目的とした簡潔なものにとどめているため、正確には輸出令及び貨物等省令の規定本文によるものであることに注意を要する。